

## 生駒市規則第47号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月18日

生駒市長 山下 真

### 生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成5年3月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の定期駐車券交付申請書は、利用期間の開始の日（以下「利用開始日」という。）の7日（第3条に規定する休場日の日数は、算入しない。）前から利用開始日までに提出しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。